

令和5年6月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(令和5年度6月補正予算等関係 (先議分))

警察本部

令和5年6月定例会議案説明資料目次

【予算関係以外】
(議案)

警察本部

| 議案番号 | 件名 | 課名等 | 頁 |
|------|--|-----|---|
| 第24号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正) | 警務課 | 3 |

| | |
|--|---|
| <p>条 例 名 等</p> | <p>職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)</p> |
| <p>提 出 理 由 及 び 概 要</p> | <p>1 提出理由 新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが 5 類感染症に変更されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当を廃止するとともに、新型インフルエンザ等により生じた事態に対応するための防疫等業務手当を新たに設ける。</p> <p>2 概要 (1) 新型インフルエンザ等の対策業務に係る防疫等業務手当を設ける。 ア 内容 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県対策本部が設置された新型インフルエンザ等 (※) の患者等に対する感染の危険を伴う業務 (※) に従事する警察職員に防疫等業務手当を支給する。 ※ 対象となる具体的な感染症及び業務は、国の取扱いに準じて人事委員会が定める。 イ 支給額 日額 1, 500 円 (緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務は日額 4, 000 円) を超えない範囲内で人事委員会が定める額 ※ 具体的な支給額は、国の取扱いに準じて人事委員会が定める。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等業務手当を廃止する。 < 廃止する内容 > 新型コロナウイルス感染症の患者等に対する感染の危険を伴う業務に従事する職員に防疫等業務手当を支給する。 (支給額) 日額 3, 000 円 (患者の身体に接触する等の業務は 4, 000 円)</p> <p>(3) 施行期日は、公布日とする。</p> <p>【参考 : 国の手当】 特殊勤務手当の特例に関する人事院規則 (令和 5 年 4 月 28 日一部改正) (防疫等作業手当の特例) 第 7 条 職員が、特定新型インフルエンザ等 (新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号) 第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第 15 条第 1 項に規定する政府対策本部が設置されたもの (人事院が定めるものに限る。) をいう。) から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事院が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、規則 9 - 3 0 第 1 2 条の規定は適用しない。 2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、1, 500 円 (緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると人事院が認めるものに従事した場合にあっては、4, 000 円) を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事院が定める額とする。</p> |

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 略

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p><u>(21) 防疫等業務手当</u></p> <p>(水上警戒業務手当)</p> <p>第24条 略</p> <p><u>(防疫等業務手当)</u></p> <p><u>第25条 防疫等業務手当は、職員が、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第22条第1項の規定に基づく都道府県対策本部が設置されたもの(人事委員会が定めるものに限る。)から県民の生命及び健康を保護するために行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、1,500円(緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあっては、4,000円)を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額とする。</u></p> <p>(併給禁止)</p> <p>第26条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第27条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p> | <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(水上警戒業務手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第25条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第26条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の支給)</u></p> <p>8 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型インフ</p> |

ルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であつて人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。

9 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあつては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。